

施行者の種類とその性格

【1】個人（法第3条第1項）

宅地所有者もしくは借地権者又はその同意を得たものが、1人であるいは数人で共同して施行。

【2】土地区画整理組合（法第3条第2項）

宅地所有者又は借地権者が7人以上共同し、土地区画整理組合を設立して施行。
区域内の宅地所有者、借地権者のそれぞれの3分の2以上の同意を要件とする。

【3】区画整理会社（法第3条第3項）

宅地の所有権又は借地権を有する者を株主とする株式会社で、次のすべての要件に該当するもの。

- ①土地区画整理事業の施行を主たる目的とする、
- ②公開会社でないこと、
- ③所有権又は借地権を有するものが総株主の議決権の過半数を保有、
- ④上記③の者及び当該会社が所有する宅地と借地権の宅地の合計が総地積の3分の2以上

【4】地方公共団体（都道府県及び市町村）（法第3条第4項）

都道府県又は市町村が、都市計画事業として施行する。

【5】国土交通大臣（①自ら施行、②都道府県又は市町村への施行指示）（法第3条第5項）

国土交通大臣が自ら施行し、若しくは、都道府県又は市町村に都市計画事業として施行すべきことを指示できる。

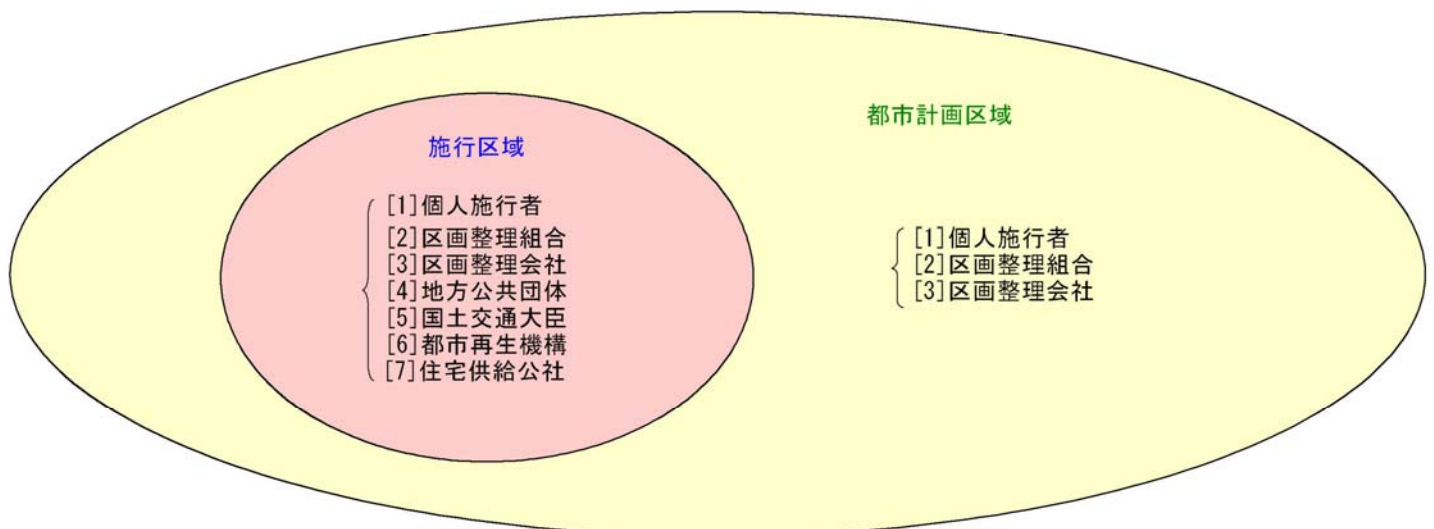
【6】独立行政法人都市再生機構（法第3条の2）

国土交通大臣が相当規模の地区の計画的な整備改善が必要と認める場合都市計画事業として施行する。

【7】地方住宅供給公社（法第3条の3）

公社住宅のための宅造と併せて、都市計画事業として施行する。

施行区域と施行者との関係



※1 施行区域は、都市計画法により定められる。（都市計画決定された区画整理区域）

※2 施行区域内の土地区画整理事業は、都市計画事業（神戸国際港都建設事業）となる。

※3 施行地区は、土地区画整理事業を施行する区域。（都市計画決定されていないものもある）

※4 施行地区は、施行区域の内外にわたってはならない。